

天海訴訟を支援する会

ニュース 2017/3/15 No.9

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-417-222

幕張グリーンハイツ109 障千連内

TEL・FAX 043-308-6621

会費・募金振込先

郵便振替 00180-6-27389 障千連

通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第9回口頭弁論は4月21日(金)14時

応援傍聴よろしく お願いいたします



13時きほーる前より街頭宣伝

第8回口頭弁論報告

2月7日、春の嵐が吹きすさぶ中、30名も及ぶ傍聴支援者が集まり、天海訴訟の第8回口頭弁論が千葉地方裁判所で開かれました。今回は、原告準備書面(5)を提出、被告千葉市からの準備書面(4)が出されました。

22自治体の対応の理由は「障害者の生活維持」にある

原告団の武井久光弁護士は、「各自治体の対応について、障害福祉サービスを適用する自治体22あるが、障害者福祉サービスを適用している理由が『障害者の生活維持』にあることは明らかで、障害者を何の給付も受けられない状態に追い込んでまで、介護保険への移行を強制すべきでない。」と主張しました。

第8回口頭弁論報告会での発言



原告弁護団の外山裕子弁護士は、「今後は千葉市が他の障害者へどのような対応をおこなってきたか担当者呼んで証言してもらおう段階になってくる」と述べました。参加者から多くの発言がありました。紹介します。

障害者が困らないように

口頭弁論も8回目で議論もだいぶ煮詰まっています。「介護保健をやっている役人は、障害者サービスを知らない、障害者の担当者は介護保険を知らない」という現実があります。ただ法律にのっとって一律にやるしかないということは「人間無視」のなにものでもないと思います。介護保険であろうと障害者サービスであろうと人間は一人であり、住民の立場に立てば、行政の方はまとめて考えて、障害者が困らないようにしていかなければならないと思います。(天海訴訟を支援する会会長 八田さん)

当事者と向き合って対応し、配慮されている自治体

今回の社保協のアンケートのコメントの中に、施設入所の方など、障害者サービスを継続していかなければならない人がおられるので「継続している」と答えた自治体があります。当事者の実態を把握したうえで、細かく本人と向き合って対応し、配慮されていることが感じられます。千葉市にはそのようなことが見られません。(社会保障推進千葉県協議会事務局長 藤田さん)

「申請勧奨」ってなんなの

そもそも被告のいう申請勧奨とはなんなのか。強引な申請勧奨、申請強要等、申請事実についての情報収集が大事です。千葉市は、サービスを全部ストップしたら障害者の生活ができなくなるという認識がないのです。みんなで力を合わせて頑張りましょう

市民に訴えていくことの大切さ

春の嵐、風の強い中で、きぼーるの前で、午後1時半から天海裁判の街頭宣伝を始めると、じっと話を聴いてくれた人たちがおられ、通行人の方がチラシをとってよく読んでくれたりしていました。そして「その通りです。応援します。」とその場でカンパを寄せて頂いた女性の方もおられ、市民に訴えていくということの大切さを感じました。

だいぶ裁判らしくなってきた

今まで裁判に参加してきて、今回相手が言ったことに対して、発言があったりして、言葉のやり取りがあり、だいぶ裁判らしくなってきたと思います。裁判官から毎回宿題が出されます。それに伴ってアンケートとか、事実確認をしながら、だいぶ問題が絞られてきていると思います。裁判で考え方の違いが見えてきたと思います。頑張りましょう。



4月21日(金)午後1時にきぼーる前に集まろう